



豊田町長 2期目スタート!

職員とともにがんばります

町職員人事異動

平成23年6月1日付
○印は昇任()内は異動前

- 〔課長級〕
- 企画課長菱沼正裕(都市計画課長)
- 税務課長古谷一良(税務課長事務取扱兼課長補佐兼納税係長)
- 環境対策課長塩澤啓一(商工観光課長)
- 商工観光課長七井真人(総務課長補佐兼庶務人事係長)
- 建設課長加藤和美(生涯学習課長)
- 都市計画課長小林俊法(環境対策課長)
- 会計課長田村京子(健康福祉課長補佐兼健康係長)
- 議会事務局長阿部芳幸(議会事務局長事務取扱兼局長補佐)
- 生涯学習課長阿久津英之(会計課長)
- 〔課長補佐級〕
- 総務課長補佐兼庶務人事係長渡辺信夫(こども育成課長補佐兼学校管理係長)
- 企画課長補佐兼企画調整係長大関一雄(企画課長事務取扱兼課長補佐兼企画調整係長)
- 税務課長補佐兼納税係長齋藤正美(農政課土地改良係長)
- 健康福祉課長補佐兼健康係長添谷薫(生涯学習課長補佐兼生涯学習推進係長兼生涯学習センター長)
- 建設課長補佐兼土木係長沼能修一(建設課長事務取扱兼課長補佐兼土木係長)
- こども育成課長補佐兼学校管理係長手塚孝幸(都市計画課市街地整備係長)
- 生涯学習課長補佐兼生涯学習推進係長南雲照夫(生涯学習課長補佐兼社会体育係長)
- 〔係長級〕
- 総務課地域安全対策係長稲川英明(企画課情報係長)
- 企画課情報係長山本篤(総務課人材育成係長)
- 農政課土地改良係長齋藤政司(建設課主任主査)
- 都市計画課市街地整備係長大峯俊幸(都市計画課主任主査)
- 議会事務局次長滝口浩子(生涯学習課主任主査)
- 生涯学習課社会体育係長小林伴行(総務課地域安全対策係長)
- 〔主任主査級〕
- 住民課主任主査高橋純子(議会事務局主任主査)
- 健康福祉課主任主査上野真美(税務課主任主査)
- こども育成課主任主査磯ひろみ(健康福祉課主任主査)
- 〔主査級〕
- 総務課主査鎌田修好(企画課主査)
- 企画課主査藤井淳(総務課主査)
- 農政課主査坂本泰則(こども育成課主査)
- 建設課主査吉葉康弘(農政課主査)
- 〔主事級〕
- 都市計画課主事阿久津喜行(住民課主事)

私は、5月18日に2期目の初登庁をいたしました。

役場に向かうと、玄関前広場で職員の皆さんが迎えてくれ、心のこもった温かいお祝いの拍手と花束をいただきました。本当にありがたうございました。そして、当選の時の感動が再び押し寄せて、胸が熱くなりました。

9時に役場大会議室で職員に向けて2期目最初の訓示を行いました。私が訓示した内容は次のとおりです。

豊田町長訓示

「芳賀町役場職員の仕事は、最も身近な行政機関として『町民の皆さまに本当に望まれるサービス』を提供し、福祉の向上を図り、町民満足度を上げることにあります。そのためには、町民が主役・公平公正・町民との対話・行動する行政を目指し、常に現場に立ち、現場を大切にし、町民の目線で事務事業を行ってください。

役場の仕事は、一人で行うものではありません。常に誰かと共同で行うものです。上司や同僚・役場内の関係課局との協力、町民の皆さまとの協働、そうした多くの人々とコミュニケーションをしながら、一緒につくり上げていくものです。そのためにも『人に会ったらあいさつをする』『何かをしたらありがとうをお礼を言う』『仲間はずれをしない』『嘘をつかない』といった当たり前の礼儀を守り、一致団結、働く喜びと笑顔のある、健康で明るい職場づくりに協力してください。

町民の皆さまには親切、丁寧に対応してください。職員の行動指針である『感謝、気づき、苦から逃げない、健康、好奇心』の言葉を胸に、公務員としての自覚を持ってがんばってほしいと思います。私も職員と一緒に悩みともに汗をかき、楽しく仕事を行いたいと思っております。

このように職員に語りましたが、これは自分自身への言葉でもあると思っております。

2期目に向けて、私は、町民の皆さまとお約束をいたしました『震災からの一日も早い復興、安心安全な町づくり、次世代のための町づくり、対話と協調の町づくり、誰もが元気になれる町づくり』の実現に向け、全力で町政運営に臨む覚悟であります。

町と町民・企業が手を携え、各々が持っているものを活かし、誇りと郷土愛に満ちた町づくりを目指します。

ただ、時には、私も間違えることがあります。その時にはどうぞ、私を叱ってください。私は、どんなご意見にも謙虚に耳を傾けることのできる町長を目指します。

これからも、町民の皆さまのご理解、ご協力をお願いいたします。

芳賀町長
豊田征夫

震災関連のお知らせ

震災に便乗した悪質商法にご注意ください!

震災に関連し、不安を感じている消費者の気持ちに付け込んだ悪質商法と疑われる事例が発生しています。特に、震災による屋根や石塀の改修、家の建て替え、発生したがれきなど(一般廃棄物)の撤去処分などで、高額な費用を請求されるトラブルが増加しています。業者の説明をうのみにしないこと、その場で契約をしないことが重要です。強引な勧誘を受けても、急いで契約をしないようにしましょう。

安易な契約や募金に応じることなく、困ったときや心配なとき、不審な点があるときには相談してください。

- 注意事例
 - ・屋根などの修理工事
 - ・義援金の募集
 - ・放射能除去の薬品やサプリメントの販売
- 県消費生活センター【☎028(625)2227】
- 商工観光課【☎028(677)6018】

災害廃棄物(がれきなど)の搬入

震災による災害廃棄物(大谷石・木くず・瓦・コンク

リートガラ・鉄くず・ガラス・陶磁器など)の処理については、調査の上、必要があれば平成24年度末まで、旧芳賀高等学校の校庭を仮置場と指定し、搬入受付を継続します。処分費などの費用はかかりません。

なお、搬入に際しては、廃棄物の種類ごとに分別した上で搬入してください。また、可燃物(紙類・プラスチック類・衣類・布団・畳など)は、芳賀郡中部環境衛生事務組合へ直接搬入してください。処理手数料は可燃ごみ10kg当たり50円、粗大ごみ10kg当たり100円です。

大谷石をお譲りします

災害廃棄物として仮置場(旧稲毛田小・旧芳志戸小・旧高橋小)に搬入された大谷石を再利用したい人は、事前に環境対策課へ申込書を提出してください。町内在住の皆さんを優先に受け付けます。※引き渡し日などについては、後日環境対策課からご連絡します。

※旧芳賀高等学校に搬入された瓦の中には使用可能なものもあります。必要な人は旧芳賀高等学校まで取りに来てください。

- 申込受付期間 6月1日～30日(土・日を除く)
- 環境対策課【☎028(677)6041】